

○提出資料一覧表（中古電子・電気機器）

提出書類名	備考
輸出案件用確認事項（別紙2）	
廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書（別紙4）	
貨物と金銭のフロー図（別紙5）	参考例により、貨物の動き、関係事業者名、仕入額、輸出額、諸経費を記入。
発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類	
<p>売買取約書、注文書等</p>	<p>以下の内容が明記されている契約書等の提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古使用が目的であり、部品取り目的ではないこと。 ・返品・修理は輸送中の破損・現地仕様への変更に限定される内容であること。なお、現地仕様への変更については、その内容を記載。 ・輸出者が中古使用可能なものだけを売却すること。 ・輸入者の輸入後の具体的処理について(例えば、自己の店舗で売却する等) <p>なお、輸入者が、輸入後現地で別の事業者へ売却する等の場合は、中古使用であること、部品抜き取りでないこと、一部部材の再生利用でないこと、修理が必要でない中古使用可能なもののみを購入することを明記した契約書の提出が不可欠(邦訳も添付)。</p>
インボイス等	
仕入等に係る書類	<p>領収書等でも可（仕入元が多数におよぶ時は代表的なものだけで可。その場合集計表を作成。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入基準単価がさだめられているのであれば、その単価表の添付。
国内諸経費に係る書類	見積りで可。同一と思われる最近時のものでも可。
海上運賃等に係る書類	同 上
<p>貨物のカラー写真 （内容物及び梱包状態並びに国内での保管状態の分かるもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該貨物の国内での保管状況がわかる写真(積込み→港湾倉庫以前は、屋内保管がなされている写真) ・主要貨物の個々の状態がわかる写真。(冷蔵庫・洗濯機については、内部の状態がわかる写真、テレビ・モニターについては画面保護の状態がわかる写真が不可欠。) ・コンテナへ積み込み状態の写真。テレビ等の画面保護の状態、どのように積込まれているか(荷崩れが起きないこと、冷蔵庫が横積みされていない、破損が生じないようになっていること)がわかるものであること。 ・積込前の貨物の全容がわかる写真。
発生工程及び処理工程を示す書類	
発生工程図、処理工程図等	仕入れ元がどのように中古品を入手しているか～輸出までの行程及び輸出後現地で中古販売まで(ユーザーに売却されるまで)の行程をフロー図に。

<p>輸入後の現地販売店等の資料(写真も含む)</p>	<p>輸入後、中古使用(店舗での中古販売等)されているがわかるもの。写真では、店舗の全容、店舗の看板、中古品の展示状況等がはっきりわかるものであること。店舗等の所在地、概要がわかる資料。</p>
<p>企業概要 (仕入れ先、輸出者、輸入者等)</p>	<p>・パンフレットやホームページの会社概要部分でも可(外国文の場合を邦訳を添付)。なにもない場合は、別紙様式に記入。 また、国内仕入先が多数の場合、どのような事業者かの概要メモを作成・提出すること。 ・輸入者が、輸入後現地で他の事業者売却する場合は、現地売却先の事業者の概要も必要。</p>
<p>通電検査結果等の資料</p>	<p>・電気機器の製造メーカー、形式名、製造年、通電検査結果、作動状態、破損・汚れ状態を記載・チェックした一覧表。 ・通電検査、作動状況検査、破損状況検査を、何時、どこで実施したかについて説明した資料。 ・通電検査、作動状況検査、破損状況検査は、どのように実施したか、判断基準を記載した資料。 ・各種検査を行っている写真(どの検査をしているか明確にわかることが必要)</p>
<p>中古基準に定める年数以上の電気機器について、使用可能であれば中古品として輸入することを定めた書類</p>	<p>中古品判断基準で定める年数を超えるものを輸出する場合必要。契約書に記入されているか、契約書に付属した書類に記載されている必要がある。</p>